

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年8月5日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

### 1. G I グレード 0件

### 2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	6号機	当社社員が管理区域からの退域処理を実施せずに退域したことを確認した。同一作業員の線量から、当該作業員の線量評価を実施。類似事象が繰り返し発生していることから、当該事象の原因を調査し対策。	G III 以下

### 3. G III グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	屋外水素供給設備水素減圧弁のパイロット弁(駆動用ガスを供給するための電磁弁)配管継手部から微量のヘリウムガス漏れ(カニ泡程度)を確認した。当該部を点検・修理。	
2	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット区域給気処理装置(非管理区域)冷却コイル用ドレン受けの一部が腐食し、微量の結露水が流れ出ていることを確認した。拭き取り実施済み。当該受けを点検・修理。	
3	その他	大湊側焼却建屋と補助建屋の接合部において、屋外から建屋内(管理区域)へ僅かな空気の流入を確認した。当該部を点検・修理。	